

令和6年度
(2024年度)

保存期間 3 年

給食用スキムミルク受払台帳

蔵置場所	施設食品倉庫
種 類	スプレー式スキムミルク
受 入 先	(公財) 児童育成協会児童給食事業部
価 格	1 箱 (12kg) 13,200円 (うち消費税977円) ※軽減税率の対象品目 (8%)

★追加注文は随時承っております★

住 所

施 設 名

定 員

名

※共同使用施設がある場合は、下記に記入して下さい。

施設名

定員

名

〈 注 意 事 項 〉

1 受払台帳は、正確に記入してください。

児童福祉施設給食用スキムミルクは関税が無税とされているため、関税暫定措置法施行令第33条第5項により、受払台帳を整備し、受入年月日、受入数量、使用年月日、使用数量、残量を記入しなければなりません。

なお、受払記録はこの受払台帳に準じた帳簿を使用しても差し支えありません。

2 台帳記入について

- (1) この台帳には児童育成協会で購入したスキムミルクのみを記載してください。
- (2) ボールペンで記入し、訂正する際には二重取り消し線で訂正してください。
- (3) 受入及び使用した時には、必ずその都度数量を記入してください。
- (4) 当月の受入数量及び消費数量の合計と残量を計欄に記入してください。
- (5) スキムミルクの【現品在庫】と【台帳の残量】の照合は、必ず月1回行ってください。

※ 詳しくは次頁の「受払台帳の記載について」をご確認ください。

3 秤の使用について

スキムミルクを使用する場合、検査に合格した秤を使用して正確に払出してください。

4 スキムミルク取り扱い上の注意

(1) 一般的事項

- ア. 児童福祉施設での給食以外の使用は禁止されております。
- イ. 他施設との交換やゆずり渡しは禁止されております。
- ウ. 所轄税関より使用状況調査が行われることがあります。ご協力お願いします。

(2) 処分または移動の届出

関税暫定措置法により、スキムミルクは、輸入から2年以内は税関長の許可なしに廃棄または移動することができません。2年以内に処分したり移動する場合には、輸入許可の年月日・許可番号等を記載した届出書を所在地を所管する税関長あてに提出する必要があります。そのため処分や移動の際には、必ず事前に児童給食事業部までお問合せください。

(3) スキムミルクの保管・使用上の注意点

- ア. 湿気にあうと固まり、色や香りが悪くなり、変質して溶けにくくなります。
常に乾燥した風通しの良いところに保管してください。
- イ. 使用途中の袋は、中の空気を抜きチャックをしっかり締めて保管してください。
冷蔵庫での保管は、結露により品質劣化の原因となるためおすすめできません。
- ウ. 熱湯で溶かすとダマになり溶けにくくなります。また70℃以上で乳タンパク質は変性し凝固するため、ドロツとしたり美味しさが損なわれる事があります。
- エ. 虫がつきやすく、ねずみの好物です。防そ・防虫には十分注意してください。
- オ. 固まり（おこげ・焦粉）が入っている場合があります。飲用されても体に害があるものではありませんのでご安心ください。

5 納品書(またはそれに代わるもの)は、受払台帳と一緒に必ず保管してください。

なお、納品時に行うサインは施設長の印でなく受取人のサインで結構です。

- 本品は児童給食用スキムミルクとして、ニュージーランドから輸入したものです。
 - スキムミルクの品質については、厚生省令により成分規格が定められています。
- 当協会では「児童福祉施設給食用脱脂粉乳規格」を定め、輸入に際しては、食品衛生法に基づく登録検査機関による検査を実施し品質管理に万全を期しております。

品質基準

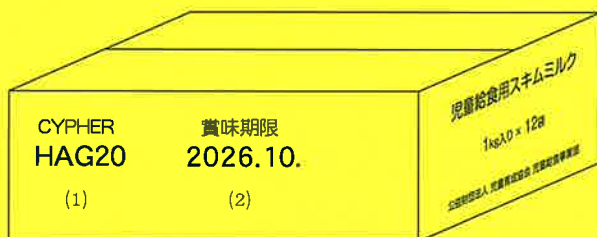
細菌数(標準平板培養法にて1 g 当たり)	50,000以下
大腸菌群	陰性
脂肪	1.5%以下
水分	5.0%以下
乳固形分	95.0%以上
スコーチド・パーティクル(焦粉)	B以上
溶解度	1.2ml以下

- 毎年、都道府県・指定都市・中核市の児童福祉主管課を通じて、新年度のスキムミルク購入希望量調査が行われます。市町村役場等から連絡がありましたら、ご希望の施設は、年間の希望量をお申し込みください。
- 追加、辞退など申込数量の変更をされる場合には、都道府県・指定都市・中核市または市町村役場等に変更のお申し出をしてください。児童給食事業部に直接変更のご連絡をされる場合にも、都道府県・指定都市・中核市または市町村役場等にその旨ご連絡くださいますようお願いいたします。

- 本受払台帳は3年間保存してください。

- 外箱の表示説明 (例)

外箱12kg入 (内袋 1kg×12袋)



- (1) 製造年月日
(2) 賞味期限 (年月)

※賞味期限とは、美味しく食べることができる期限です。
期限を過ぎても、すぐに食べられないということではありません。
ただし、開封した場合は期限にかかわらず早めにご使用ください。

● 製造年月日の表示 ●

真ん中の記号(月)		右側の記号(年)
1月	A	2018年 A
2月	B	2019年 B
3月	C	2020年 C
4月	D	2021年 D
5月	E	2022年 E
6月	F	2023年 F
7月	G	2024年 G
8月	H	2025年 H
9月	I	2026年 I
10月	J	2027年 J
11月	K	2028年 K
12月	L	

(※左側の記号は、商品管理記号です。)

(CYPHER記載例)

HAG20 = 2024年1月20日製造

※ お届けは 1 箱12kg(1kg×12袋)となります。



【お願い】

1. スキムミルクの移動・処分の際には、必ず前もってご連絡ください。
(※事前に届出が必要です)
2. スキムミルクの【現品在庫】と【台帳の残量】の照合は、
必ず月1回行ってください。
3. 納品書は必ず、受払台帳と一緒に保管してください。
(送り状やその他、納品書に代わるものでもよい)
4. 納品時には、受取人のサインで結構です。(施設長でなくてもよい)



児童福祉施設給食用

スキムミルク



子どもたちの健康づくりに

スキムミルク(脱脂粉乳)は、牛乳から脂肪分(バター)を取り除いてつくります。スキムミルクの大きな特徴は、乳脂肪が極めて少なく、低脂肪、低エネルギーであることから、飲用にも料理にも様々なお菓子づくりなどにも幅広く活用していただけます。さらに、良質なたんぱく質、カルシウム、ビタミンB₂など成長や健康に欠かせない栄養素がたくさん含まれているのも特徴です。

スキムミルクは、動物性脂肪をほとんど含んでいないので、生活習慣病予防に役立つ健康的な食品としても高く評価されています。

大人だけではなく子どもにも生活習慣病が増えている今こそ、低脂肪、低エネルギーのスキムミルクを上手に給食に取り入れ、子どもたちの健康づくりに役立ててください。

お申し込み
お問い合わせ **TEL 03-6910-0221**

公益財団法人 児童育成協会 児童給食事業部

〒102-0081 東京都千代田区四番町2-12 四番町THビル6階 FAX 03-5357-1809